

PCAソフトウェア使用許諾契約書

本パッケージに同梱されたソフトウェア製品(以下、「本製品」といいます)のご使用にあたり、お客様とピー・シー・エー株式会社(以下、「PCA」といいます)は、本「PCAソフトウェア使用許諾契約書」(以下、「本契約」といいます)に同意するものとします。本パッケージを開封された場合は、お客様は本契約にご同意いただいたものとみなされます。本契約に同意されない場合には、ご使用にならずに本パッケージに同梱されたソフトウェア製品(以下「本製品」という)が含まれているパッケージの内容物すべてを直ちに購入元へご返品ください。

1. PCAのソフトウェアに関する著作権、商標権、意匠権、特許権等の知的財産権はPCAに帰属し、お客様はPCAのソフトウェアを使用することのみが許諾されます。
2. お客様は本製品を修正、改変、翻案したり、本製品の二次的著作物を作成したりすることはできません。
3. お客様は、本製品またはその機能を複製することはできません。また、4項に定める場合を除き、第三者に譲渡、貸与、レンタル、リース、再配布またはインターネット等によりサービスすること、ホスティングサービスを行うこと等はできません。
4. お客様は、本製品を使用するためには同梱の「ソフトウェア使用許諾条件」で指定された条件の範囲内のライセンス数でご自身及び関係会社に、使用させることができます。お客様は本契約によりお客様が負う義務を、お客様の責任において当該関係会社に遵守させるものとし、当該関係会社の行為については自らの行為として責任を負うものとします。
5. 「PDFにフォントを埋め込む」機能をご利用のお客様は、当該機能をご利用になる場合、ご利用になるフォントが当機能での利用を許諾されていることをご確認するものとします。
6. PCAは、本製品があらゆる環境において正常にインストールできることを保証するものではありません。
7. お客様は、本製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルなどによる解析をすることはできません。
8. 本製品に梱包された内容物に破損があった場合には、ユーザー登録後30日までは無料で交換させていただきます。
9. 前項に記載された破損を除き、PCAはソフトウェアの不具合(バグ)が無いことを含め、一切の保証をいたしません。ただし、本製品に関するソフトウェアの不具合については、日本国内のみに限定して同梱の「PCAサポート&サービス」にてご対応いたします。
10. お客様が本製品をインストール又は使用し、本製品の不具合によってお客様に生じた損害に関するPCAの責任は、PCAに故意または重大な過失がある場合を除き、本製品の価格を上限とし、PCAの責によりお客様に現実に生じた直接且つ通常の損害に限定されるものとします。
11. 本製品の仕様は、改良のため予告なく変更されることがあります。
12. 今後PCAより提供される本製品のアップデート版についても、特に記載の無い限り本契約が適用されるものとします。
13. アップデート版が提供された場合には速やかにアップデートを行ってください。アップデートを行わない場合、機能の全部または一部が使えなくなることがあります。
14.
 - (1) お客様及びPCAは、相手方が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ)に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各項の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができます。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) お客様及びPCAは、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができます。

- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いてお客様の信用を棄損し、又はお客様の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各項に準ずる行為
- (3) お客様及びPCAは、自らの下請又は再委託先業者が本条第1項又は第2項に該当することが契約後に判明した場合には、ただちに当該取引先との契約を解除し、又は契約解除のための措置を採らなければならないものとします。
 - (4) お客様及びPCAは、相手方が、前項の規定に反した場合には、お客様PCA間の契約を解除することができます。
 - (5) お客様又はPCAが本条各項の規定によりお客様PCA間の契約を解除した場合には、相手方に損害が生じてもお客様又はPCAは何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除によりお客様又はPCAに損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。
15. 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、PCAの本店所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とします。